

平成28年度 富士見市国民健康保険事業運営方針

1 基本的な考え方

国民健康保険（以下「国保」）は、国民皆保険制度の基盤として、地域医療の確保と市民の健康の保持・増進に大きく貢献してまいりました。

国保は、国や県から交付される支出金と、被保険者の負担する国民健康保険税（以下「保険税」）を主な財源としています。国保の制度は、対象者が広範囲にわたるため産業構造の変化や高齢化などの影響を受けやすく、加えて低所得者層が多くを占めるといった構造的な問題を抱えおり、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

こうした中、昨年5月には国民健康法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保制度の安定化を図っていくこととなりました。

このような状況下にありますことから、今年度につきましても、国の社会保障制度改革の動向や、第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針等を踏まえつつ、誰もが安心して医療が受けられる国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化の推進に取り組んでまいります。

2 国民健康保険事業の現状

平成28年3月31日現在、被保険者数28,129人、加入世帯17,051世帯となっています。本市の国保の加入者は、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度以降、平成21年度の31,709人をピークに、減少傾向が顕著となり、前年度に比べ被保険者数で1,228人の減、加入世帯数では440世帯の減となっています。また、高齢化率は平成19年の19.6%から、平成27年では23.7%と約4ポイント上昇しており、高齢者層が多い国保においては、国保財政の主である医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなります。被保険者数の減少により、保険給付費総額としては減少を見込んでいますが一人当たりの医療費は引き続き増加傾向にあります。

一方、国保財政の根幹である保険税収入についても、被保険者が減少傾向にあるため、大幅な減少を見込んでいます。医療費支払いの不足分については一般会計からの繰入を行うなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いており、財政運営の健全化に向けた給付と負担のバランス

を考慮し、安定した運営に努めていかなければなりません。

3 重点項目

基本的な考え方に基づき、次の4項目を重点項目として事業を実施します。

- (1) 医療費適正化対策の積極的推進
- (2) 保健事業の充実
- (3) 国保の財政運営の都道府県化への対応
- (4) 保険税収納率の向上対策

4 具体的施策

(1) 医療費適正化対策の積極的推進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進のため、生活習慣病の対象者でジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、自己負担額が安くなる（可能性がある）方に、年2回の差額通知を送付してきました。本年度より、生活習慣病に特化することなく、年6回の差額通知送付を行い、差額通知送付者への年2回に効果測定を実施します。その結果をもとに、地域や年齢別等に重点的に利用促進を図ります。また、被保険者証一斉更新時及び高額療養費支給申請書送付時には、パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを同封するとともに、本市の広報やホームページ等で啓発を行い、被保険者の健康管理にかかる意識の向上や、医療費抑制への関心を深めるための情報提供を積極的に進めます。

レセプト点検については、事務の効率化及び点検内容の精度の向上が図られていますが、引き続きレセプト内容等点検の一層の充実強化を進め、医療費の適正化を図ります。

(2) 保健事業の充実

被保険者の健康の保持増進と国保財政の健全化を図るため、以下の事業について積極的に取り組めます。

① 糖尿病重症化予防事業の実施

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高め、腎病、網膜病、神経障害などの合症にかけると日常生活に大きな影響を及ぼします。そこで、本年度も引き続き国民健康保険の被保険者を対象に、特定健診データや医療機関受診状況を確認し糖尿病の治療が必要な方や治療を中断している方に対して、医療機関受診についてのお知らせや電話連絡を行います。また、糖尿病の治療のため医療機関を受診している方に生活習慣を改善

するための生活指導を行い、市民の健康を維持し併せて人工透析への移行回避などにより医療費の適正化も図ります。

② 特定健康診査・特定保健指導の実施

生活習慣病予防の徹底を図るため、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び保健師等による特定保健指導を、平成20年度から実施してきたところです。今年度においても、平成25年度に策定した「富士見市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画」に基づく目標値に向けて、埼玉県や2市1町及び健康増進センターと連携を図り、被保険者の生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進します。また、本年度は、かかりつけ医療機関において、特定健診と同等の検査をしている場合、その診療情報を県医師会を通して提供を受けることで特定健診の受診者としてみなすことができる診療情報提供委託事業を開始し、受診率向上にむけて取り組んでいきます。

③ データヘルス計画の推進

国保データベース（KDB）システムから提供される被保険者の健診・医療・介護等のデータを分析し、それに基づく保健事業を実施する計画を策定することが義務付けられました。平成27年度に策定したデータヘルス計画を推進していきます。

（3）国保の財政運営の都道府県化への対応

昨年5月には持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保制度の安定化を図っていくこととなりました。現在、国において、新制度の円滑な実施・運営に向け協議が進められています。今後、県と市町村との協議も予定されています。国保の保険者として、国・県の動向を注視し確実な対応を図っていきます。

（4）保険税収納率の向上対策

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率の向上を目指し、以下の項目を積極的に推進していきます。

○現年度分の納期内納付を進めるために、保険年金課と収税課が協力して催告書の送付や電話催告、徴収嘱託員による現年度滞納者への訪問、分納相談や納税相談を行い、納付の勧奨を徹底します。

○滞納処分（所得税還付金、預貯金、生命保険、不動産及び給与の差押

- え・換価等)を強化します。
- 関係課と情報の連携を図り、納税者の資力回復が見込めず、滞納処分をする事ができる財産が無い場合などには、執行停止を進めていきます。
 - 窓口での納付、資格取得届受理時や納税通知書発送時などに口座振替の勧奨をより一層推進します。また、「口座振替の原則化」について調査、検討を行います。
 - 毎月初めの土曜日(12時半まで)開庁を利用し、滞納者へ電話催告を実施、また、年度末・年度始めの土曜日(1日)に休日窓口開設、毎週木曜日の窓口延長を活用し、納税や相談機会の拡充に取り組めます。
 - 必要に応じて資格者証や短期被保険者証を交付するとともに、納税交渉については、きめ細かな対応に心がけます。
 - コンビニ納付による納税機会の拡充を図ります。
 - 徴収体制を地区別に編成し、担当エリアの明確化を図り、きめ細かな対応を図ります。
 - 時代に則したインターネットを活用した新たな納付環境等の整備拡充を目指します。